

総会

配布：一般

2017年2月1日

第71会期

議事日程議題 24 (a)

2016年12月21日に総会によって採択された決議

[第2委員会の報告書に基づく (A/71/468/Add. 1)]

71/243. 国際連合システムの開発業務活動の四か年包括的政策

国連総会は、

総会が、鍵となる組織全体の戦略的政策の方向付けおよび開発協力のための業務様式と国際連合開発システムの国レベルの様式の確立を、これを通して行う、業務活動の四か年包括的政策レビューの重要性を再確認し、

このレビューを、国際連合開発システムの機関の職務権限に沿って、一貫し統合した方法によって、持続可能な開発のための 2030 アジェンダを実施する国家の努力を支援するための国際連合開発業務活動をよりよく位置づけにするために、主たる文書として使用する総会の決意を表明し、また、このことが、より戦略的、説明責任のある、透明な、協力、効率な、効果なおよび結果志向の国際連合開発システムを必要としていることを認識し、

包括的、遠大かつ人間中心な、一連の普遍的かつ革新的な持続可能な開発目標およびターゲットの、2030年までにアジェンダの完全な実施のために根気強く働くことの約束、極度の貧困含む、貧困の全ての形態および側面の撲滅は、最大地球規模の課題であり、また持続可能な開発のための不可欠な必要条件であるとの認識、均衡のとれかつ統合された方法によって、持続可能な開発の3つの側面-経済的、社会的および環境的-を達成するとした約束、またミレニアム開発目標の達成に

基づいて持続的可能な開発を達成するという約束、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの不可欠な一部であり、それを支援しかつ補完し、具体的な政策や行動によって実施ターゲットの手段の状況を説明することを助ける、第三回開発資金会議のアジス・アベバ行動目標に関する 2015 年 7 月 27 日の決議 69/313 をまた再確認し、グローバルなパートナーシップと連帯の精神で、持続可能な開発の全てのレベルにおける資金調達および可能な環境の創出の課題と取り組む、強い政治的公約を再確認し、

パリ協定¹ およびその早期の発効を歓迎し、その全ての締約国に対し、完全に実施すること、またまだ批准、受諾、承認または加入の文書を寄託していない気候変動に関する国際連合枠組条約² の締約国に対し、適宜、できるだけ早くそうすることを奨励し、

2015 年 3 月 14 日から 18 日まで日本の仙台において開催された第三回防災世界会議の仙台防災枠組 2015-2030 に関する 2015 年 6 月 3 日の決議 69/283、および 2016 年 10 月 17 日から 20 日までキトにおいて開催された第三回国際連合人間居住会議(Habitat III)において採択されたニュー・アーバン・アジェンダ³、並びにその他の経済的、社会的、環境および関連の分野の主要な国際連合会議とサミットの成果、そして持続可能な開発目標を含む国際的に合意された開発目標を想起し、これらの会議やサミットが、広い開発の未来像の形成および世界の異なる地域における人間生活の向上に関する課題に関する私たちの理解とこれを乗り越えるための私たちの行動に貢献した、共通に合意された目標の確認のために果たした極めて重要な役割を認識し、

平和なくして持続可能な開発はなく、また持続可能な開発なくして平和はないこと、そして国際連合開発システム機関の開発活動は、各職務権限に従い、紛争および紛争後の状況にある国における持続可能な開発のための 2030 アジェンダの実施のための支援を通じ、これらの国の要請に基づき、これらの国家の主体的な取組み、計画や優先順位に従って、平和構築、持続的な平和に貢献することを認識し、

自由、平和および安全保証、発展の権利と食料の権利、法の支配、ジェンダー平等、女性の地位と能力の強化を含む相当な生活水準の権利を含む、全ての人権の尊重、および開発のための正当

¹ FCCC/CP/2015/10/Add.1、決定 1/CP.21、添付資料を参照。

² 国際連合 条約集, 1771 巻, No. 30822。

³ 決議 71/256、添付資料。

なかつ民主的な社会に関する包括的な約束を再確認し、

女性および女兒の開発における投資を通し、また彼女らの経済的また政治的な参加の促進と経済的および生産的な資金と教育への平等なアクセスを含む北京宣言及び行動計画⁴と関連の国際連合会議の成果や総会決議の決議に従った、ジェンダーの平等の促進と全ての女性と女兒の地位と能力の強化の促進は、根本的に重要であり、かつ持続可能なそして包括的な経済的成長、貧困の撲滅および持続可能な開発にとって相乗効果をもたらすことをまた再確認し、

1989年12月22日の44/211、1992年12月22日の47/199、1995年12月20日の50/120、1997年12月18日の52/203、1997年12月19日の52/12 B、1998年12月15日の53/192、2001年12月21日の56/201、2004年12月22日の59/250、2007年12月19日の62/208、2010年7月2日の64/289、および2012年の12月21日の67/226の総会諸決議を想起し、

2013年12月20日の68/229、2014年12月19日の69/238および2015年12月22日の70/221の総会諸決議をまた想起し、

2013年7月12日の2013/5、2014年7月14日の2014/14および2015年7月29日の2015/15の経済社会理事会諸決議、また政策的方向付けが、本決議および1993年12月20日の48/162、1996年5月24日の50/227、2003年6月23日の57/270B、2006年の11月20日の61/16、2011年の6月29日の65/285、および2013年の9月20日の68/1の総会諸決議に従って、国際連合システム全体を基盤にした実施の保証のための理事会の調整および指針の提供の役割をさらに想起し、

2012年7月27日の66/288、2013年7月9日の67/290、68/1、2016年7月29日の70/299の総会諸決議を想起し、また、そこに含まれた原則に従って持続可能な開発のための2030アジェンダの実施の組織的なフォローアップとレビューに従事するという約束を再確認し、持続可能な開発のためのハイレベル政治フォーラムが、既存の職務権限に従って、総会、経済社会理事会およびその他の関連機関や会議体と一貫して作業し、グローバルなレベルにおいて2030アジェンダのフォローアップおよびレビューの過程のネットワークを監督する中心的な役割をもつことを主張し、

⁴第四回世界女性会議報告書、北京、1995年9月4日-15日（国際連合出版、Sales No. E.96.IV.13）、第I章、決議1、添付資料IおよびII。

国際的な金融機関を含む関連の利害関係者、市民社会および民間部門は、持続可能な開発目標の達成に積極的に貢献できることを認識し、また国家の計画や優先順位に従って、国家開発の努力の支援において、それらの貢献を奨励し、

国際連合開発システムの長期的な位置づけに関する経済社会理事会の対話および4年に1度の包括的政策評価過程におけるその貢献を留意し、

国際連合開発システムの開発業務活動の四か年包括的政策レビューに関する総会決議 67/226 の実施に関する事務総長報告書を留意し⁵、

合同監視団の関連報告書をまた留意し、

I

一般的指針

1. 国際連合システムの開発業務活動の基本的な性格は、特に、それらの普遍的、自発的および授与的な性質、それらの中立性およびそれらの多数国間性でなければならないこと、ならびに計画対象国の開発の必要性に柔軟な方法で対応するそれらの能力、また開発業務活動は、計画対象国自身の開発のための政策、優先順に沿って、それらの国の要請によって、それらの国の利益のために実施されることを再確認する。

2. 開発には「画一的」アプローチはないことを強調し、国際連合開発システムに対し、その努力を、柔軟、時宜を得た、一貫した、調整され、そして統合された方法によって向上し、また国レベルの全関連利害関係者の完全な関与を保証しつつ、職務権限に従って機関が国の開発ニーズや優先順位に対応できるように、国際連合開発システムの業務活動の全段階において、国家の主体的取組およびリーダーシップを強化するために、開発業務活動と国の開発計画および戦略の完全な一致を遂行することを求める。

⁵ A/71/163-E/2016/8 および A/71/192/Rev.1。

3. 国際連合開発システムの強みは、国レベルにおいて、すべての国にとって、その中立、客観的、信頼されるパートナーとしての、その正統性にあると認識する。

4. 国政府は、そのような支援をそれらの国の開発過程と効果的に統合するために、自分たちの国の開発、および多数国間機構によって供されるものも含む、全てのタイプの外的支援に基づき、彼らの調整に関して、第一義的義務を有することを強調する。

5. 国の努力は、国の状況を考慮しつつ、また国の主体的取組の尊重を確保しつつ、同時に、全ての国の開発機会を拡大を目的とした、支援するグローバルなおよび地域的な計画、措置および政策により補完され、一貫した、相互に支援する世界貿易、金融および通貨制度を含む、可能とする経済的環境によって支持されそして、強化された地球規模の経済管理となるべきである。

6. その一貫性と効率性の向上を目的として、国際連合開発システムとその能力を強化する必要性、並びに、国際連合憲章の目的および原則に沿って、持続可能な開発のための 2030 アジェンダ⁶ に掲げられた私たちの時代の開発の全部の課題と効果的に取り組む能力、および誰も取り残されないために進展する開発課題と開発協力の機会に対して適応し対応し続けなければならないことを再確認する。

7. 持続可能な開発目標と持続可能な開発の達成の支援において、適切に資金が与えられ、関連した、一貫性のある、効率的かつ効果的な国際連合開発システムの重要な役割および比較優位を強調し、また、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの文脈において、国際連合開発システムの長期的ポジショニングの過程を支援する。

8. 国際連合開発システムの機関に対し、各職務権限の範囲内で、極度の貧困を含む貧困の全ての形態および側面の撲滅は、最大の世界的な課題であり、また持続可能な開発にとって不可欠な必要条件であることから、したがって国際連合開発システムの業務活動の最優先事項、および根本的な目標でありつづけなければならないことを考慮しつつ、彼等の戦略的計画文書および全てのレベルの任務の中に、持続可能な開発目標を主流化することを求める。

⁶ 決議 70/1。

9. 国際連合開発システムの個々の機関には、彼らの職務権限や戦略計画に由来しかつそれらに即した、特定の経験および専門性があることを認め、また、この点において、全てのレベルにおける調整および一貫性の改善は、各職務権限や役割を認め、また彼らの資金や特有の専門性の効果的な利用を向上する方法によって取り組まなければならないことを強調する。

10. 国際連合開発システムが、国際的に合意された開発目標および途上国の開発目標を達成するための途上国の努力に対して彼らを支援しつづけることを求め、また、システムに対し、既存の資源および職務権の範囲内で、アジス・アベバ行動目標⁷ および持続可能な開発のための 2030 アジェンダに即して、最も脆弱な国、そしてとりわけアフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国、および小島嶼開発途上国が直面している特別な課題、紛争中の国および紛争後の状況にある国そして外国の占領下にある国や人々に対する特別な配慮、並びに中所得国が直面している特別な課題について、取り組むことを要請する。

11. 国連開発システムに対し、いずれも持続可能な開発のための 2030 アジェンダにとって不可欠である、2011-2020 の十年の後発開発途上国のための行動計画⁸、2016 年の 2011-2020 の十年における後発開発途上国のためのイスタンブール行動計画の実施に関する包括的ハイレベル中期レビューの政治的宣言⁹、小島嶼開発途上国行動モダリティ推進の道(SAMOA)¹⁰、および 2014-2024 の十年における内陸開発途上国のためのウィーン行動計画¹¹、ならびにアフリカ連合のアジェンダ 2063 およびアフリカの開発のための新パートナーシップの計画¹² の実施の支援を向上しつづけることを促し、国際連合開発システムの機関に対し、彼らの開発業務活動にこれらを完全に統合かつ主流化することを求める。

12. 国際連合開発システムの機関内および間、そして全てのレベルにおける、特に、持続可能な開発目標の達成に貢献できる、説明責任の本質的な要素としての、成果重視型管理の重要性を強

7 決議 69/313、添付資料

8 後発発展途上国に関する第四回国際連合会議報告書、イスタンブール、トルコ、2011 年 5 月 9 日-13 日(A/CONF.219/7)、第 II 章。

9 決議 70/294、添付資料。

10 決議 69/15、添付資料。

11 決議 69/137、添付資料 II。

12 A/57/304、添付資料。

調し、国際連合開発システムおよびその個々の機関に対し、長期的開発成果に焦点を絞り、計画および成果に関する報告の共通した方法論の発展、適当な場合、統合した成果および資金的枠組の改善、そして国連開発システムの機関における成果の文化の向上によって、成果重視型管理の強化を継続することを要請する。

13. 国際連合開発システムの全ての機関に対し、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際連合機関(UN ウィメン)のリーダーシップの下で策定されたジェンダー平等および女性の地位と能力の向上に関するシステム全体の行動計画と、特にジェンダーに対応した実績管理および戦略的計画、性別データの収集および使用、報告および資金の追跡に関し、国際連合国別チームのジェンダーの平等と女性地位と能力向上の重要業績評価指標(“scorecard”)の完全実施を通じて、ジェンダーの主流化を向上すること、また、国際連合開発援助枠組みもしくは同等の計画枠組みの準備における、ジェンダーの平等の主流化を支援するために、UN ウィメンを含む、システム全ての段階における利用可能なジェンダーの専門知識の利用を通じて、女性の地位と能力向上とジェンダーの平等の促進を継続することを求める。

14. 紛争、災害リスク、人道危機および複合型緊急時事態の駆動体を沈静化するにあたって、持続可能な開発が果たし得る積極的役割、および開発、災害リスクの削減、人道的行動および持続的な平和の間の、より大きな協力と補完を含む包括的なシステム全体の対応が、最も効率的かつ効果的に持続可能な開発目標のニーズと取り組み、達成するために、基盤となることを認識する。

15. 普遍的で人が奪うことのできない権利かつ基本的人権にとって不可欠である発展の権利を含む、人権の完全な尊重に基づく、持続可能な開発目標の達成のための政府の努力の支援を目的とした国際連合開発システムの貢献の重要性に留意し、またこの点において、全ての人権は普遍的で、不可分で、相互に依存し、かつ相互に関連していることを強調する。

II

国際連合開発業務活動の貢献

16. 国際連合開発システムに対し、国の要請に基づき、持続可能な開発目標およびターゲット

は、統合した、不可分で、グローバルな性格を有し、普遍的に適用されることを念頭におき、また異なる国の現実、能力および発展のレベルと国の政策や優先順位の尊重を考慮して、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの実施、フォローアップおよびレビューにおいて国を支援し続けることを求める。

17. 国際連合開発システムの各機関の任務に、適宜、各職務権限に沿ってまたそれらの運営組織による政府間合意決定を尊重して、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの主流化を継続することの重要性を強調し、またこの点について、国際連合開発システムに対して、以下のことを促す。

(a) 持続可能な開発のための 2030 アジェンダの普遍적および包括的な性格を考慮しつつ、途上国の開発目的の実現のために資金の分配を継続し、また、最も遅れた者に最初に届くための努力を支援する。

(b) 持続可能な開発目標およびターゲット間の相互の結びつき、および分野横断的要素と取り組む際に、一貫したアプローチを保証する。

(c) 各機関の職務権限に従い、またそれらの比較優位を覚え、この点について、新しいそして徐々に発展している開発課題や過去の教訓に基づいて考え、隔たりと取り組み、重複および部分的な一致の回避、そして機関間アプローチの強化の必要性について考慮しつつ、持続可能な開発目標およびターゲットの実施の対する支援に向けて、システム内の均衡かつ統合されたアプローチを保証する。

18. 国際連合の基金、計画および専門機関に対して、各運営組織の承認のために、綿密な協議および運営組織への提出のために、彼らの戦略計画や同様の計画文書において、持続可能な開発のためのアジェンダ 2030 実施に彼らの貢献を反映させることを求め、またこの点に関して、それぞれの個別の機関に対し、持続可能な開発のための 2030 アジェンダ内で要請されているように、どのように一貫かつ統合した支援に従事するかの計画を練りあげて要請する。

19. 事務総長に対し、国際連合開発システムの機関と協議の上、2017 年 6 月までに、そして各

職務権限に即し、網羅する範囲の不足や重複を確認し、またそれらと取り組むための勧告を提供し、比較優位を確認し、機関間アプローチを改善することを目的として、戦略計画や同様の計画文書に規定されているような現在の機能、および持続可能な開発のための 2030 アジェンダの実施の支援をする開発業務活動を執行している全ての国際連合機関の既存の能力に関する、システム全体の要旨を、執行することを要請する。

20. 国際連合開発システムの機関の長に対して、事務総長のリーダーシップの下、2017 年末までに、経済社会理事会の 2018 年会期の開発業務活動会合による審議のために、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの実施に対する彼らの集团的支援を改善するために、効率的にまた一貫性をもって適応する具体的な行動にそれらの勧告を翻訳するシステム全体の戦略的文書、並びに、その機関の新たな戦略計画や同様の計画文書に反映されることになる、国際連合開発システムの機能と資金調達様式とを合致させた選択肢を、策定しそして提出することを、また要請する。

21. 国際連合の基金、計画および専門機関に対し、国の政府の要請に基づき、各職務権限を考慮し、また比較優位に留意し、国の開発政策、計画および優先順位に沿って、以下の機能の執行を含めるがそれに限定されずに、国レベルの開発成果の支援、そして、国の主体的取組みおよびリーダーシップの促進のために、国の能力の構築、発展および強化の支援を改善することを求める。

(a) 具体的証拠に基づいた、そして適当な場合、持続的かつ包摂的な経済成長、社会開発および環境保護また貧困の全ての形態および側面の終了を含む、特に持続可能な開発目標を国の計画に主流化することによって、国際的に合意された開発目標および開発に関連した枠組みの実施、フォローアップおよび報告に対して国を支援するために統合された政策的助言を提供する。

(b) 国際連合システムの開発業務活動の意味において、適宜、規範的な支援を通じて、国を支援する。

(c) 計画、管理および評価能力、ならびにデータの収集、分析および高品質、時宜にかなった、そして所得、性別、年齢、人種、民族、在留資格、障害、地理的場所、およびその他の国状況に関係のある特徴によって分別された信用できるデータの利用可能性の著しい増加のための統計的能力における国家制度に対する彼らの支援を強化し、またその際、国際連合の開発業務活動の意

味において、可能な限り最大に国家の能力を利用する。

(d) パートナーシップの活用において、政府を支援する。

(e) 適宜、科学技術支援メカニズムを含む、既存のメカニズム間の改善された調整を通すことも含む、相互に合意された条件にも基づいた、技術的および科学的協力、および科学、技術、技術革新、および知識の共有に関する、協力およびこれらへのアクセスについての南北、南々および三角、地域的、および国際的協力を支援する。

22. 関連の利害関係者と、結果重視で革新的な、国家、地域およびグローバルのパートナーシップに従事する能力の増加における、国際連合開発システムの重要性を認識しつつ、国際連合開発システムの任務への貢献における政府の中心的役割を再確認し、2015年12月22日の決議70/224の規定を留意しつつ、これらの利害関係者との協力の強化を奨励し、また国際連合開発システムの機関に対し、透明性、一貫性、デュー・ディリジェンス、説明責任、および影響の改善のために、パートナーシップ・アプローチにおける知識および最善の慣行を共有することを求める。

23. 国際連合開発システムは、途上国の要請および途上国の主体的取り組みと途上国のリーダーシップとともに、システム全体アプローチをとおして、南々協力に関する国際連合ハイレベル会議¹³のナイロビ成果文書に沿って、南々協力が南北協力を補完するものであって、代替ではないことを留意しつつ、南々および三角協力への支援を主流化し、向上すべきであることを繰り返し表明する。

24. 国際連合開発システムの機関に対し、各職務権限の完全な遵守によって、人道危機と直面している国および紛争中および紛争後の状況にある国の国家レベルの人的支援および平和構築の努力の調整を向上することを求め、そしてこの点に関し、

(a) 人道危機に直面している国においては、開発のための資金に対して悪影響を持たすことがあってはならないことを強調しつつ、時間とともに必要性、脆弱性、およびリスクの削減を目的として、国際法の遵守および1991年12月19日の決議46/182およびその添付資料に沿った、そして

¹³ 決議 64/222、添付資料。

国家計画や優先順位に合致した、適宜、共同のリスク分析、ニーズ・アセスメント、プラクティスに対する対応および複数年にわたる一貫した時間枠に従事することを含め、短期的支援からより長期的な開発の進捗への貢献へと動くために協同的に仕事をする必要があることを強調する。

(b) 開発は、それ自体が中心的な目標であること、そして紛争中および紛争後の状況にある国において、国際連合開発システムの機関の開発の活動は、国家計画、ニーズおよび優先順位に従い、また国の主体的取組みを尊重して、平和構築および持続可能な平和に貢献できることを強調し、この点において、これが開発のための資金に対して悪影響を与えることがあってはならないことを強調しつつ、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの実施のための支援の影響、成果および効率性の最大化のための調整および共働の必要性を強調する。

III

国際連合システムにおける開発業務活動の資金調達

25. 持続可能な開発のための 2030 アジェンダの統合的な性格は、より持続的な資金調達アプローチを必要とすることを認識し、国際連合の開発業務活動を支援しつづけるために適切な質と量の自発的資金が必要であること、ならびに、国際連合開発援助枠組や同等の計画枠組みならびに国際連合の基金、計画および専門機関の戦略計画や職務権限に反映されているように、国際連合開発システムが、全てのレベルにおいて、重複の減少および影響力を増加できるように、一貫した、調整された、そして適当な場合は、統合した方法によって活動できるために、自発的資金がより予測可能で、柔軟、効果的かつ効率的、より用途を特定されず、国の戦略計画や計画対象国の計画により合致する必要があることを強調する。

26. コア資金は、それらの制限のない性格によって、国際連合の開発業務活動の基盤岩であることを強調し、この点において、近年、国際連合開発システムの機関に対するコア拠出金額の継続しかつ加速する減少に懸念を表明する。

27. ノンコア資金は、代替ではなく、コア資金の補足として、国際連合開発業務活動の総体的な資源基盤にとって重要な貢献を表すものであり、そして、国際政府間機関や過程によって規制さ

れている計画の優先順位を支援し、それに合致すべきことを留意し、また、ノンコア資金は、潜在的に取引費用の増加、分裂、非生産的な競争および機関間の重複、かつまたは、システム全体の優先順位、ポジショニング戦略および一貫性の遂行の意欲を下げることによって、それ自体の課題を提起していることを留意する。

28. いくつかの先進国による政府開発援助の増加の約束を含む、開発のための資金増加のための先進国による努力を認め、多くの国の、国民総生産の0.7%を政府開発援助にあてるという目標、ならびに後発開発途上国に対しては、0.15から0.20%の目標を達成するとして多くの先進国による約束を含め、彼らの政府開発援助の約束を、まだ充足していないことに懸念を表し、また、この点について、先進国のうちいまだ実行していない国に対しては、彼らの約束に従って具体的な努力をするように促す。

29. 国際連合開発システムによる努力にも関わらず、コア資金の「最小必要量」の概念の策定および運用化に関する総会決議67/226に含まれる職務権限は、本来予期されたようには遂行されていないことを留意し、まだそのようにしていない国際連合の基金、計画および専門機関に対し、適切な場合には、国際連合開発システムの機関が、自らの戦略的計画の資金を調達できるように、成果重視型予算を強化し、資金のレベルの決定および成果と資金の関連づけを支援するために、自らの戦略的計画に合致したまとめ挙げられた成果と資金枠組みを実施することを要請する。

30. 援助供与国およびその他の貢献者による拠出を動機づけるために、国際連合開発業務活動の資金調達の説明責任、透明性、効率性および有効性の向上を求め、国際連合の基金、計画および専門機関に対し、資金フローに関する時宜にかなった、調和された、そして検証できるデータを公表するように求める。

31. 国際連合開発システム、特にその基金、計画および専門機関に対するコア拠出を維持し、また実質的な増額をし、また、持続的で予測可能な方法によって複数年を基盤とする拠出を、援助供与国に対しては求め、またその他の拠出者に対しては奨励する。

32. ノンコア拠出を提供している加盟国およびその他の拠出者に対し、実行可能な範囲で、それらをより柔軟にし、国際連合開発援助枠組または同様の枠組み、ならびに国際連合の基金、計画

および専門機関の戦略的計画と合致させ、特に報告、監視および評価に関連した必要条件の合理化と調和のような、取引費用を削減し、複数年にわたる開発関連の活動の実施を奨励しつつ、可能な限り、年次計画の時期の頭に資金を割当て、そして、計画対象国の優先順位に従って、全てのレベルに適用される共同利用、テーマ別および共同資金調達メカニズムを優先し、広範で、分野特有の活動に用途を特定する資金の使用を制限することを求める。

33. 国際連合開発システムの機関に対し、機関間の資金共同利用メカニズムの透明性および説明責任の向上を継続し、ならびに国際連合の基金、計画および専門機関の共通目標および分野を横断する問題を反映した支援した機関に特定された資金を補完する、よく設計された共同利用基金の開発を継続することを促し、また、国際連合開発システムの機関に対し、適当な場合、このような資金メカニズムに彼らの参加を向上することを促す。

34. 国際連合開発システムの機関に対し、彼らの運営組織をとおして、コア資金の減少とコアおよびノンコア資金間の拡大する不均衡に関して継続的に取り組むために、以下の点を含むがそれらに限定されない、具体的な措置をとることをまた求める。

(a) 援助供与国、そのような立場にあるその他の国、その他の貢献者に対し、複数年を基盤としたコアおよびノンコア資金の適切かつ予測可能なレベルの保証をどのように動機づけられるかの選択肢を探る。

(b) まとめ挙げられた成果および資金枠組みの意味において、行政、管理および計画の支援コストを含む、彼らの戦略計画に予期されている成果を生み出すための適切な資金のレベルを確認する。

(c) 限定された数のドナーにシステムが依存していることを軽減するため、資金供与者の底辺を拡大し、多様化するための選択肢を探求する。

35. コアおよびノンコア資金からの、比例の原則、経費の完全回収の原則、それによるノンコアもしくは特別予算資金によって資金提供される活動に対する、コアもしくは通常予算資金の使用を回避することを再確認し、国際連合開発システムの全ての機関、援助供与国およびその他の貢献

者に対し、用途を特定した財政支援が提供された時はいつでも既存の経費回収政策および回収率を遵守することを促し、承認された経費回収政策および回収率を有する機関に対し、各運営組織に実施について毎年報告することを求め、また、国際連合開発システムの機関に対し、適宜、各運営組織によって審議されるために、共通の経費分類および経費回収方法論に基づいた、異なる資金調達様式に関連した行政経費を考慮し、調和されたが差異のある経費回収政策および回収率、ならびに機関の運営に関連した最も費用効率の高い業務の選択肢を、協働的な方法で、分析し、探求することを招請する。

36. 国際連合の基金、計画および専門機関に対し、よく設計され、透明で説明責任がある資金メカニズムを通じることを含む、柔軟で、適切な、予期可能なかつ用途の限定がよりなされない資金を奨励することによって、開発のための彼らの業務活動のための資金を、コア資金の補完のために動員することを促す。

37. 国際連合開発システムに対し、本決議の規定に沿って、開発業務活動の特にコア資金のような潜在的な資金源の多様化を目的として、複数資金源の動員およびその他の関連利害関係者との連携を深化することを促す。

38. 国際連合開発システムの機関に対し、追加資金に大きな変化を起こすために、革新的な資金アプローチをさらに探求することを求め、この点において、国際連合開発システムの機関が、その他の多数国間機構の経験を考慮し、革新的資金の知識および最善の慣行を共有し、この情報を資金に関する彼らの通常報告に含むことを、また奨励する。

39. 国際連合開発援助枠組、または同様の計画枠組を、共同の資源動員および計画のための奨励を通すことも含む、さらに支援する必要性を認め、また、異なる機構の職務権限や様式にしかるべき敬意を払いつつ、適用される場合は、国レベルでの統合された資金アプローチに向けた努力の必要性を強調する。

40. 後発開発途上国における国際連合システムの開発業務活動の支出の割当てが減少している事実に関し、深刻な懸念を表し、国際連合開発システムに対し、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの実施にあたって直面する構造的課題を克服するために、最も脆弱な国の集団としての後

開発途上国には向上した支援が必要なことを再確認しつつ、後開発途上国に優先的に分配しつづけることを促し、また国際連合開発システムに対し、卒業する国の移行戦略の形成および実施に援助を供与し、そして卒業した国には、決まった期間および予測可能な方法をもって、国に特定した支援を考慮することを要請する。

41. 先進国および途上国のパートナー、ならびに国際機構、財団および民間部門に対し、後開発途上国のための科学技術貯蔵所の効果的な業務を保証するために、資金的、技術的援助を提供することを奨励し、国際連合開発システムに対し、科学技術貯蔵所が効果的に業務を遂行できるように、協調した方法で、適宜、職務を継続することを促す。

42. 政府開発援助を含む、国際的な公共財政の重要な役割は、公的および民間のその他の資金から追加資源を動員して大きな変化を起こすこと、ならびに、特に、民間部門の発展を支援するインフラおよびその他の投資といった、必要な国内環境の強化、基本的な公共サービスの構築、そして共同または公的・民間の両方からの資金を通じた追加資金の解錠、また危機の緩和にあたって、国を支援することを再確認する。

43. 国際連合開発システムの機関に対し、彼らの職務権限に沿って、本決議と次の統合予算を合致させ、そしてこの点について、戦略的計画において合意された開発成果の資金調達をどのようにできるかについての構造的な対話の機能および有効性を改良することを促す。

IV

国際連合開発業務活動の統治の強化

44. 持続可能な開発のためのアジェンダ 2030 の実施をよりよく支援するための組織全体の戦略的計画、実施、報告および評価を可能とするために、国際連合開発システムの統治構造は、より効率的で、透明で、説明責任があり、そして加盟国にすぐに応答できなければならない、また、国際連合開発システム内および間の全てのレベルにおける開発業務活動の調整、一貫性、有効性および効率性の向上ができねばならないことを強調する。

45. 国際連合開発システムの統治の改善の必要性をまた強調し、そしてこの点において、事務総長に対し、合同監査団と協議して、以下のことを含む、総会と専門機関の職務権限の下で機関間の共同作業を確保することの重要性に然るべき注意を払うと同時に、国際連合開発システム機関の説明責任および全体的な調整並びに加盟国によるその監視を改善するために、その予想される意味並びに有利な点と不利な点の評価と共に、選択肢を含む包括報告書を、その審議のために 2017 年 6 月末までに経済社会理事会に対しそしてレビューと更なる行動のために総会の第 72 会期に総会に対して提出することを要請する。

(a) 経済社会理事会が自身の職務権限をより充足できるために、特に開発セグメントの業務活動の再活性化をとおり、その有効性の強化および重複の回避を目的とした、国際連合開発システムの包括的な指針および調整を提供するための経済社会理事会の役割を改善する。

(b) システム間の、明確で責任ある役割を定義し、透明性、説明責任および加盟国に対する応答の改善を行う。

(c) 特にシステム横断的な問題に関して、彼らの作業方法を尊重しつつ、経済社会理事会の定期的な説明をとおして、加盟国との効果的な交流と応答の改善を保証するために、国連システム最高執行委員会および国際連合開発グループの活動の透明性を促進する。

46. システム全体の一貫性および効率性、重複の削減および国際開発システムの運営組織間の共同作用の構築の必要性をさらに強調し、この点について、以下のことを求める。

(a) 各部局は、横断的な影響力をもつ課題の意見交換のための場を提供できるように、執行委員会の共同会議の作業方法を改善するための討議を開始する。

(b) 加盟国は、公式会議の効率性、透明性、および質の向上の改善するために、各運営組織の作業方法に関する議論を開始し、国際開発システムの機関によるより組織的なフォローアップの確保、また、本決議の実施の時宜にかなったフォローアップ保証を確保する。

(c) 国際開発システムの機関は、それによって、加盟国の意思決定過程における事前交渉のた

めの十分な時間を許すために、全ての文書および決議案の配布を含む、明確な規則を採択しおよびそれに従う。

V

国際連合開発システムの機能の改善

47. 諸国内また諸国間並びに地域的や地球規模のレベルでの制度として活動する既存の取組に基礎を置くことにより国の主体性と指導力を強化することの並びに計画対象国の必要性和優先事項に対処するためのまたその各々の国内計画と戦略に沿った開発業務活動の調和、一貫性、有効性および効率性を高めることの重要性を強調すると同時に、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの統合されたまた分割できない性質に対応した統合した行動に向けて動く必要性を確認する。

48. 国の主体的取組みの向上および国の優先順位、課題、計画立案や予定を立てることと、業務活動が完全に一致することを達成するために、国際連合開発援助枠組または同様の計画枠組の準備、実施、監視および評価にあたって、国の政府の積極的かつ完全な参加の中心的役割および重要性を再確認し、この意味で、国の政府が市民社会および非政府組織を含む、関連利害関係者と協議することを奨励する。

49. 常駐調整官と国際連合国別現地チームが、国政府の合意とともに、全ての国際連合の計画立案や計画文書の策定および実施が、国の開発ニーズや優先順位と完全に合致していることを保証するために、国政府や、市民社会や非政府組織を含む関連利害関係者との協議を強化することを要請する。

50. 国レベルにおける国際連合開発システムの機関の存在は、計画対象国の特別な課題とニーズに応じるために目的が合わせられなければならないことを認識し、そしてこの点に関し、国際連合国別現地チームは、常駐調整官のリーダーシップの下、以下のことを要請する。

(a) 国際連合開発援助枠組または同様の計画枠組を、戦略手段として、使用することを強化する。

(b) 共通の成果を含む、成果に対する焦点、および分業を改善し、国レベルにおける国際連合開発システム内の機関間アプローチを向上する。

(c) 適当な場合は、常駐調整官または常駐組織とのホスト協定をとすことを含む、国際連合開発システムの全ての種類の職務権限と資金へのアクセスおよびそれらからの利益を強化する。

(d) 共通した国際連合開発援助枠組指針および、適当な場合は、国際開発グループや企業業務戦略の基本的な業務手続を使用する。

(e) 関連の文書の準備に必要な時間を減らすことも含め、国際連合開発システムの機関の分裂、重複、取引費用および作業量ならびに国の政府やその他の利害関係者の作業量の削減のために、国際連合開発援助枠組み過程を簡素化する。

(f) 計画対象国の政府に、国際連合開発援助枠組みもしくは同様の計画枠組の周辺に構築され、国の開発成果と関連した、国際連合国別現地チーム全体として達成された成果に関する年次報告書を提出し、また、国の政府の同意とともに、包括的で、国レベルの、組織全体の報告書を公表する。

(g) 適当な場合、国レベルにおける共同計画過程および共同計画の使用を強化する。

(h) 特に、集約されたデータ収集および分析に焦点を絞り、データの収集に関する能力構築の共同支援を提供する。

(i) 機関間の努力の強化や異なる調整メカニズムの上に構築することを含む、国家能力の構築および強化、取引費用の削減、および重複の回避の手段として、計画対象国における並行したプロジェクト実施班の新たなものの回避そして既存の数を劇的に減らす。

51. 国際連合開発システムに対し、適宜、本部レベルにおいて必要な措置を取ることによって、国際連合開発援助枠組み、または同様の計画枠組と合致した、機関特有の計画文書、ビジネス慣行、過程および報告を、さらに簡素化し調和することを要請する。

52. 国際連合開発システムの中の機関に対し、機関間の積極的な協力の促進と政府と協力機関の取引コストの削減を目的として、政策および手続に関し最善の慣行の相互承認の原則に従い、仕事をしなければならないことを、強調する。

53. 国際連合開発計画によって管理されているものの、開発業務活動と携わる国レベルの国際連合開発システムの全機関を取り囲む、常駐調整官システムは、国際連合開発システム全体によって所有され、その機能は、そのシステム内において参加型で、共同なかつ相互に説明責任をもたなければならないことを強化する。

54. 国の計画および優先順位への戦略的支援の促進をとおして、国レベルの業務活動の効率性と有効性を改善し、持続可能な開発の成果を向上し、したがって、業務をより一貫性のある、効率的なものとし、また国レベルでのコストの削減によって、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの達成を含む、政府の努力への支援における常駐調整官システムの重要な役割を認識する。

55. 国レベルの国際連合開発業務活動の調整を保証するために、国際連合国別現地チームとともに、また政府のリーダーシップの下で作業する、常駐調整官の中心的役割を繰り返して表明し、また、常駐調整官が、効果的に職務権限を充足できるために、十分なリーダーシップ、特権、衡平性、管理ツール、経験と能力一式を有することを確保する必要性を強調する。

56. 襲撃が突然もしくは人道的調整官が指名または任命されていない場合、人道危機を経験している国の常駐調整官は、透明で、協力的な過程を通して、人道的および開発の関係者とともに、共同の、衡平な、包括的な、そして各危機のニーズに関する方法論的に安全な評価を戦略的決定のために情報を提供することを求める。

57. 国の計画や戦略によりよく応答できるように、国際連合国別現地チームをより調整し、国際連合開発援助枠組みまたは同様の計画枠組みの実施に向けて協力して作業するために、常駐調整官システムの効率性および有効性の改善の重要性を強調し、この点について、事務総長に対し総会決議 67/226 に含まれる規定に加えて、以下のことを要請する。

(a) 国の政府と協議して、国際連合国別現地チーム内において、国際連合開発援助枠組みまたは同様の計画枠組の戦略的目標に関する最終決定ができ、ならびに、国レベルにおいて、適当な場合は、共同に蓄えられた資金を含む、共同資金の動員および分配の実質的に増加し、また国際連合国別現地チームの構成員の評価に貢献する能力を付与することによって、常駐調整官の計画および調整機能をさらに向上する。

(b) 国際連合国別現地チームの機関と直接にやりとりする国の特権を損なうことなく、国政府とのよりよい意思疎通を確実にするために、国レベルにおける国際連合開発システムの機関は、常駐調整官に対して彼らの現地における活動に関する十分な情報を定期的に供給することを保証する。

(c) 常駐調整官が業務活動と国別現地チームの個々の組織の資金調達に対する責任を委任することを確保しつつまたそれに応じて常駐調整官の業務評価を調整しつつ、常駐調整官の公平性と公正を守るために、常駐調整官と国際連合開発計画常駐代表の機能の間の効果的な機能的防火壁の完全実施を含む、国際連合開発と常駐調整官制度の管理と説明責任制度の完全実施を確保すること。

(d) 常駐調整官の任期の終了時期、ならびに選定過程において政府が望む一般的な略歴を考慮に入れて、新しい常駐調整官の選定過程に関して、計画対象国の政府に正式に情報を提供する。

(e) 常駐調整官の略歴と技術が、計画対象国の開発ニーズや優先順位、ならびに、国際連合国別現地チームのリーダーシップや調整要件と合っていることを保証し、この目的のために、特に、候補者のより多様なリストを保証することによって、ジェンダーの均衡、地域的多様性および、国際連合開発システムの多様な機関からの参加を助長する、常駐調整官システムのより開かれた、透明で、能力に基づく管理、および採用過程を保証し、またそれに応じ、適切な訓練を提供すること。

(f) 国のニーズ、優先順位、および課題に取り組むために、国際連合開発システム内で利用可能な専門性にこれらの事務所が改善されたアクセスをとおして、国レベルにおける一貫性および効果の向上を目的とした、国際連合国別現地チーム内の努力の重複の回避、および資金の最適利用の最大化を含む、常駐調整官事務所の能力を改善する。

(g) 実行された調整機能のコストに基づいた、国際連合開発システム機関間の効果的で公平な経費の共同負担の仕組みをとすことを含む、常駐調整官システムのための適切な資金調達の支援を保証し、この点において、国際連合開発システムの全機関が、各運営組織に対し、常駐調整官システムの利用および経費の共同負担措置に対する貢献に関する報告をすることを保証する。

(h) 国際連合国別現地チームの機関の各本部に対する説明責任を害することなく、国際連合国別現地チームの構成員は、国際連合開発援助枠組、または同様の計画枠組に関連し、常駐調整官に報告する職務権限が付与され、また、開発および人道的活動の内および間の、強固な一貫性、補完性、協力および調整を保証する。

(i) システム内の改善された危機管理を確実にする。

58. 事務総長に対し、この点に関して、全てのレベルにおいて、国際連合国別現地チームに対する十分なリーダーシップおよび大権、ならびに、衡平性、独立性、資金の調達および適切な紛争解決制度の保証を目的として、国連開発計画によって運営されている常駐調整官システムの更なる改善に関する包括的提案を準備し、またそれを 2017 年末までに経済社会理事会による審査と勧告のために経済社会理事会に提出し、そして総会がさらなる行動を取るために、その第 72 会期に提出することを要請する。

59. 国際連合開発システムに対して、計画対象国がどの支援の受け渡し様式の採用を好むかに関わらず、対象国の開発計画および優先順位に従って、全ての計画対象国の支援を継続することを要請する。

60. 計画対象国による、「画一的でない」アプローチと「一貫性をもった支援」アプローチの自発的採択の原則を再確認し、国際連合開発システムに対し、一貫性、有効性、効率性および国レベルの努力の影響を向上するために、教訓をとoshi、また計画機能および業務機能の統合を含む「一貫性をもった支援」アプローチを選択した国において、最大化のために開発の協力を向上することを要請する。

61. 一貫性をもった支援を含む、より効果的で統合された支援の促進における国際連合開発シ

システムの業績を歓迎し、そして国際連合開発システムに対し、横断的問題に対処する機会、具体的な計画支援、監視および評価、報告、共同出資されたまた柔軟な資金調達を含む、支援の統合されたパッケージの提案、並びに駐在調整官制度に対する支援および有効性、柔軟な、差異あるそして多国間の存在の影響と資金調達を改善する方法を含む、実務の簡素化と調和化に対する支援を含む、それを自発的に採用した、計画対象国におけるこの対処方法を深めることを続けることを要請する。

62. 運用基準手続および事業運営戦略の前進的な実施を奨励する。

63. 「一貫性をもった支援」アプローチの成功した実施は、そのアプローチを選択した国に対して提供される全資金の流れの減少という結果をもたらすようなことがあってはならないこと、また、国内のどのような潜在的貯蓄も、同じ国の計画事業に再分配されるべきであることを再確認する。

64. 国際連合開発システムに対し、現場での事務所および資金の利用を最大化し、重複や部分一致を回避のために、共同作業および機関間努力をさらに促進することを求める。

65. 国際連合開発システムの共同の建物、共同事務管理調達を含む、調和されたビジネス慣行の促進における著しい進歩、および結果として達成された効率性の向上を認識し、この点において、国際連合開発システムに対し、グローバル、地域的および国レベルにおいて、協力的な調達のための更なる機会を探求することを要請する。

66. 国際連合開発システムの機関に対し、共同調達によって効率性によって達成された詳細を記録し、国際連合の調達に関する年次統計報告の統合された様式を用いて、各運営組織に報告することを要請する。

67. 国際連合開発システムに対し、計画とプロジェクトの対象範囲に様々な度合いがある、地域的、準地域的または国の事務所として活動することに加え、彼らの活動範囲下の国の政策、プロジェクトおよび計画を、完全に支援することを優先的に行うことを目的として、複数国事務所の役割と業務活動を適切に見直し、および調整し、また可能かつ適切である場合、各複数国事務所の対象下にある国の数を制限することを考慮することを求める。

68. 国際連合開発システムの物理的存在は、合意された国際連合開発援助枠組みもしくは同様の計画枠組に反映されているように、持続可能な開発のための 2030 アジェンダおよびその他の国際的に合意された目標の要求を考慮に入れ、国のニーズと合致しなければならないこと、また費用効率性を保証することを認識し、その点について、適宜、現地プレゼンスの柔軟で、費用効率の高い、そして協力的なモデルを採用することを要請する。

69. 開発の課題と取り組みにおいて、地域的委員会および准地域的、地域的、地域間協力の貢献をまた認識し、そして国際連合地域委員会および国際連合開発システムに対し、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの実施における加盟国の支援に関する、国際連合開発グループと国際連合地域委員会との協力声明を完全に実施することを求める。

70. 国際連合開発システムに対し、透明性の向上および知識の創出、保持、使用、共有の能力の改善を目的とし、知識管理戦略および政策の導入もしくは強化、そして共通かつ利用可能な知識基盤のための組織全体のオープンデータ共同アプローチに向けて動くことを要請する。

71. この点に関し、国際連合開発システムの機関によって、国レベルとグローバルの両方において、データを共有し、共同のニーズ評価および共同分析と比較優位に基づく計画枠組の発展するためのより多くの努力を求める。

72. ジェンダーの均衡および可能な限り広い地理的基盤に基づく、平等かつ公平な分配の確保の必要性を強調し、この点に関し、最高水準の能率、能力および誠実が国際公務員の雇用および業績における最重要考慮事項である原則、また一般的な法則として、国際連合の上級職にはいかなる国もしくは国の集団の独占があってはならないという原則を含む、無投票で採択された 1992 年 3 月 2 日の 46/232 および 1997 年 7 月 31 日の 51/241 の総会決議を想起する。

73. 国際開発システムの機関に対し、公平な地理的代表の原則を念頭におきつつ、特に途上国からの、女性の代表に当然払うべき考慮を払って、常駐調整官およびその他の上級レベルのポストの任命含む、開発業務活動に影響を与える地位の任命に関する、グローバル、地域、および国レベルにおける国際連合システム内の任命においてジェンダーバランスを達成するための努力を継続

することを求める。

74. 国際連合開発システムに対し、革新的かつ権限が付与されたリーダーシップの構築、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの分野横断的な要件に応答できるような職員の再配置、機関間動員の促進および移動労働力と柔軟なグローバルな労働力の促進によって、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの実施の支援のために職員の能力を調整することを求める。

75. 国際連合開発システムの包括的評価構造における一貫性と相互依存性を向上する、高品質で、独立し、公平な開発業務活動の組織全体の評価メカニズムの強化の重要性を強調し、また、システムの機能の改善のためにその結果および勧告を利用することの重要性を強調し、そしてこの点において、経済社会理事会に対し、現在継続中の組織全体の評価政策の独立した審査の成果を審議することを招請する。

VI

フォローアップ、監視および報告

76. 持続可能な開発のための 2030 アジェンダの統合した性格は、各機関の職務権限および役割を保全しそして各機関の専門性を利用しつつ、調整された一貫した方法による作業をする国際開発システムが必要であることを確認し、またこの点に関し、基金、計画および専門機関の運営組織に対し、2030 アジェンダの組織全体の実施を援助することを求める。

77. 決議 67/226 の実施における進歩を留意し、国際連合開発システムに対し、教訓に基づき、また本決議の規定を考慮しつつ、残された課題に取り組むことを求める。

78. 開発業務活動を遂行している国際連合開発システムの全機関に対し、適当な場合、運営組織を通すことを含め、本決議の完全な実施のために、各機関の職務権限、役割および専門性と一致した適切な行動を取るために、計画および活動を合致させることを再確認する。

79. 持続可能な開発のための 2030 アジェンダおよびその他の国際連合開発システムによる国

際的に合意された開発目標の実施の一貫したそして調整された支援を確保するために、包括的かつ効果的な監視および組織全体かつ個別機関の戦略的計画の報告、そして本決議の規定の実施の重要性を強調し、この点に関し、開発業務活動を実行している国際連合開発システムの機関に対し、システム間の共同作用を構築し、重複を減少させ、また職員がシステム全体の目標に向かって任務を遂行するためにどのように動機付けされているのかも含む、国際連合開発システムによって提供された、組織全体の支援に対する機関の特別な貢献を明確に確認するために、彼らの計画および活動および適当な場合、戦略的計画が、本決議の規定と合致し、導かれていることを要請する。

80. 事務総長に対し、持続可能な開発目標と合致した、国際連合開発業務活動の資金調達、実績、および計画の成果に関する組織全体の報告の分析の質を強化することを継続することを要請し、またこの点に関し、時宜にかなった、信頼できる、検証可能な、そして比較できる、組織全体の、そして機関レベルのデータ、定義および分類の公表を求める。

81. 事務総長に対し、本決議の規定の組織全体の実施および達成された成果に関する報告書を2018年および2019年に経済社会理事会に提出し、また組織全体の報告をさらに強化するためのその他の勧告をすることをまた要求する。

82. 経済社会理事会に対し、事務総長の報告書に基づき、国際連合開発システムの包括的調整および指針を提供し、また総会に、国際連合システムの開発業務活動に関する毎年のフォローアップ決議をとおして、本決議の規定の完全な実施に関する包括的な前進を改善するための勧告を提案することを招請する。

83. 事務総長に対し、経済社会理事会の下で、また国際連合常駐調整官と協力して、そして適切かつ費用対効果の高い方法で、政府間機関がそれらと取り組むことを可能とし、彼らの支援を国レベルで向上することを目的として、政府に対して任意に実施される、国と国際連合開発システムの交流の中で遭遇した強みおよび主要な課題に対する反応を提供するために、国の開発の優先順位および計画に対する国際連合開発システムの支援の質、関連性、有効性および効率性に関する二年に一度の調査を実行することを要請し、このような調査の成果は、刊行され、加盟国が利用できるようにすることを要請する。

84. 事務総長に対し、経済社会理事会をとおして、総会の第 72 会期に、本決議ならびに総会決議 67/226 に規定された職務権限およびそれに続くまだ充足されないフォローアップ決議に関する包括的な分析を提出することをまた要請する。

第 66 回本会議

2016 年 12 月 21 日